

年金受給者だより

No. **60**

日本金属プレス工業厚生年金基金



ノルウェージャンフォレストキャット

平成27年 3月号

基金解散等手続きの 進捗状況のお知らせ

前号(年金受給者だよりNo.59・平成二十六年九月号)発行後の解散等手続きの進捗状況をお知らせします。

1 事業主説明会

第九十四回代議員会(平成二十六年九月二十四日開催)の議決によって、事業主説明会を解散等方針議決に伴う「第一回事業主説明会」を平成二十六年十一月二十七日から十二月十一日までの間に一四会場に分けて、『解散等方針議決に至る経緯、今後のスケジュール概要等』について、周知の説明会を開催し、以下(三頁)のとおり質疑応答がありました。

2 代議員会の議決

第九十五回代議員会(平成二十七年二月十九日開催)によって、当基

金解散を見据えて、公平な分配金の原資に組入れるべく、福祉施設資産の売却および保全を順次進めるために平成二十七年九月末を以て「福祉施設事業を廃止」する議案および解散手続きに関する「事業主および担当者説明会の開催」する議案が議決承認されました。

● 福祉施設事業の縮小・廃止(八頁参照)

● 事業主および担当者説明会

手続き(実務)の説明会

【厚生年金基金解散後の年金給付の仕組みのイメージ】

現在の年金給付の仕組み

基金解散後の年金給付の仕組み

残余財産がある場合には、加入員、年金受給者および受給待期者(含む、未請求者)に、加入員期間等に応じて、平成31年3月頃(見込み)に公平な分配



- ① 解散の認可日の属する月(平成28年9月見込み)分までは、当基金が規約によって「代行部分および上乗せ部分」をこれまでどおり支給いたします。
- ② 解散の認可日の属する月の翌月(平成28年10月見込み)分から、「代行部分」を、法令に基づき老齢厚生年金として日本年金機構(国)に引き継がれます。

第1回事業主説明会（解散関係）質疑応答集

- 2年後に予定している解散時期について、記録整備等を効率よくして早めにできないか。

解散認可を受けるには、基金と国の間の管理データの記録整備を概ね完了しておくことが前提でそれに要する期間は一般的には2年程度と言われております。少しでも早くできるよう鋭意努力する所存です。

- 受給者および在職受給者の年金はどうなるのか。

解散認可までは現行通りの年金が給付されますが、解散後は代行部分は日本年金機構が引き継ぎ、上乘せ部分はありません。その代わりとして代行部分を国に返した後に、残余財産があれば分配金を一時金としてお受け取りいただけます。

- 解散認可から残余財産の分配までの3年間の経費はどうするのか。

解散認可日の月分から事務費掛金の収入源が全く無くなることから、業務経理（業務会計および福祉施設会計）の剰余金で賄うことになります。このため、既に経費削減に心がけておりますが、さらに諸事業の見直しが必要と認識いたしております。

- 受給者は上乘せ部分の分配で終わりということだが、どの時点で終わりなのか。

解散の認可を受けることにより、解散認可日（平成28年9月予定）の属する月分を以て厚生年金基金の代行部分および上乘せ部分に係る給付がなくなり、翌月分から、代行部分の支給義務については、日本年金機構に移管され、法令の受給権および支給規定によって支給されます。なお、これまでの上乘せ部分の代わりとなる分配金については、平成31年3月を目途にお受け取りいただけます。

- 分配金の計算方法について、教えてほしい。

残余財産は、加入員・受給者・待期者に各々の基金に対する給付金を受け取る権利に応じて按分した額が分配されます。最終的な残余財産は、記録整備の仮完了後、解散認可の時点（平成28年9月を予定）の最終記録整備によって最低責任準備金を算出のうえ残余財産が確定しますので、現時点では、変動要素が多く、概算値すら極めて算出が困難であることから、甚だ恐縮ですが、申し上げることができません。

- 上乘せ年金は平成28年9月でなくなるのか。

解散認可日の属する月分を以て、上乘せ年金はなくなります。

- 受給者、待期者への説明はどうするのか。

誠に甚だ申し訳ありませんが、時間的・人間的な制約の他、受給者・待期者は全国に住まわれているという地理的な問題等もあり、説明会を開催するのは現実的に難しい状況にあります。従いまして、受給者だよりや文書通知により、基金事務局よりきめ細かい状況説明をいたしたいと考えております。

- 今回の法案に穴はないのか、今後5年間で法律が変わる可能性はないのか。

与野党合意の玉虫色の合意によって、法制度上は法施行後10年後に見直しを行う規定がありますが、今後5年間で法律が変わる可能性は極めて低いと考えられます。

- 解散までスケジュール通りにいくのか。

今回お示したスケジュール（4頁参照）は、現時点での目安ですので、今後の状況によって、多少前後に動くこともございます。

- 待期者とは何を指すのか。

加入期間15年以上で加入員の資格を喪失され、受給開始年齢を待っている状態の方を指します。なお、受給者と待期者を総称して「受給権者」と呼びます。

- 解散したら本人が掛けた掛金も無駄になるのか。

ご本人がお掛けになった代行部分の掛金に対応する年金は日本年金機構が、法令の受給権および支給規定に基づき、引き継ぎますので、掛け捨てとはなりません。

- 存続基準を満たす基金は、どのくらいあるのか。

上乘せ部分に「退職金規程」をほぼ全額持ち込む等、給付水準が代行部分の1.5倍以上の極めて高い積立水準の基金で、約500の総合型基金の内、10基金ほどあるようです。

- 分配金を増やす施策を検討してほしい。

当基金では、運用環境が平常時（好況）の場合は、収益追求型の運用ガイドラインによって、国の運用利回りに対する超過収益獲得を図り、さらなる上積みによる資産増（分配金の増額）を目指しております。一方、国の運用を参照する運用ガイドラインの実施によって、上積み部分の目減りまたは代行割れを回避する緊急避難策も策定しております。

今後のスケジュール概要

平成26年8月4日	●解散等方針を議決
平成26年8月5日	●解散等方針議決および一時金支払い休止をお知らせ
	●年金受給者だより(No.59・平成26年9月号発行)によって、①解散等方針議決の経緯とその概要、②質疑応答集、③当基金解散後の年金給付の仕組み(イメージ)、当基金解散および清算に関するスケジュール概要等々を掲載
	●第94回代議員会の議決によって、事業主説明会を開催
平成27年2月19日	●第95回代議員会の議決によって、福祉施設事業の縮小・廃止等と、解散手続きに関する「事業主および担当者説明会の開催」を議決承認…年金受給者だより(No.60・平成27年3月号発行)
	●事業主および担当者説明会を平成27年3月下旬頃～5月中旬頃に開催し、解散の同意手続き(①事業主および②加入員各々の3分の2以上の同意並びに③事業所毎の加入員の3分の1以上で組織する労働組合の同意)
	●受給者および受給待期者宛てに手続きの進捗状況のお知らせ
平成27年8月5日開催予定	●第147回理事会に、前記の説明会の進捗状況を報告
平成27年9月頃開催予定	●第96回代議員会に、前記の説明会の進捗状況を報告
平成28年7月頃開催予定	●当基金の加入員記録と厚生年金保険の被保険者記録の記録整備を完了し、解散等に関する同意書を所定の同意率を取得した後、第98回代議員会で、当基金解散を議決し、厚生労働大臣に解散の認可申請
平成28年9月予定	●厚生労働大臣から当基金解散認可に基づき、解散認可をお知らせ…解散の認可月分までは、当基金が現行規約によって年金(代行部分および上乗せ部分)を支給し、翌月の10月分(予定)から、国に移管され、日本年金機構(年金事務所)から、法令に基づき当基金の代行部分が支給されます。
	●当基金の加入員記録と厚生年金保険の被保険者記録の記録整備を完了し、最低責任準備金を確定
平成30年6月頃見込み	●代行資産を国に返還
	●残余財産がある場合は、分配金を計算
平成31年3月頃見込み	●残余財産を分配

年金は確定申告をして 税金の精算を！

1. 所得の種類

老齢厚生年金・老齢基礎年金、厚生年金基金などの公的年金等を受け取った場合や、生命保険契約等にもとづく個人年金を受け取った場合は、「雑所得」として課税されます。

2. 公的年金等の源泉徴収票

年金を受け取った年の翌年一月中旬頃（基金の場合は、一月十三日）に、年金の支払委託先（三井住友信託銀行）から送られた「公的年金等の源泉徴収票（※参照）」を確定申告の際にお使いください。

なお、万一、基金分の源泉徴収票を紛失された場合には、その再発行に二週間程度の日数を要しますので確定申告の期限（三月十六日（月））

に間に合うようお早めに電話等により、基金にお申し付けください。
※「公的年金等の源泉徴収票」の送付先住所（同じく、「源泉徴収票」記載の住所）は、送付日の二か月前までに当基金にご提出いただいた「住所変更届」の届出事項が反映しております。

3. 確定申告

所得税は申告納税制度になっていますので、毎年一月一日から十二月三十一日までの一年間に得た所得について、翌年二月十六日（月）から三月十六日（月）までの間にあなたの住所地を管轄する税務署に申告し、税金を精算します。この申告を確定申告といいますが、公的年金等は年末調整の制度がないので、必ず確定申告が必要です。

▼ [医療費の明細書]

平成 年分 医療費の明細書		住所
この明細書は、申告書と一緒に提出してください。		氏名
医療を受けた人	性別	生年月日 年 月 日
支払った医療費	A	所得控除二階目（所得から引かれる金額）の控除率に適用し、その算出結果を記入してください。
基礎的な医療費	B	所得控除二階目（所得から引かれる金額）の控除率に適用し、その算出結果を記入してください。
特定医療費	C	所得控除二階目（所得から引かれる金額）の控除率に適用し、その算出結果を記入してください。
所得控除の合計額	D	所得控除二階目（所得から引かれる金額）の控除率に適用し、その算出結果を記入してください。
控除後の医療費	E	所得控除二階目（所得から引かれる金額）の控除率に適用し、その算出結果を記入してください。
医療費控除額	F	所得控除二階目（所得から引かれる金額）の控除率に適用し、その算出結果を記入してください。
控除後の所得	G	所得控除二階目（所得から引かれる金額）の控除率に適用し、その算出結果を記入してください。

▼ [確定申告書A 様式]

確定申告書A 平成 年分の確定申告書A F A 0 1 5 0

所得の種類	所得金額	所得控除	所得金額	所得控除	所得金額	所得控除
収入金額	0.00					
雑所得						
公的年金等						
その他						
所得控除						
所得金額						

国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>)
ホーム>申告・納税手続>所得税(確定申告書等作成コーナー)>確定申告期に多いお問い合わせ事項Q&A>【確定申告・還付申告】

三井住友信託銀行から、
誕生月の月初に送付されます!

基金の現況届を忘れていませんか?

●毎年1回(定例)...

あなたの誕生月の末日までに「現況届」をご提出ください。

☆基金が必要と認めた特別現況調査...

その対象者は指定された提出期限までに「現況調査票」をご提出ください。

あなたは何月生まれですか?

[表] 生存確認のための「現況届」のご提出月

お誕生月	ご提出月	お誕生月	ご提出月
1月生まれ	1月中	7月生まれ	7月中
2月生まれ	2月中	8月生まれ	8月中
3月生まれ	3月中	9月生まれ	9月中
4月生まれ	4月中	10月生まれ	10月中
5月生まれ	5月中	11月生まれ	11月中
6月生まれ	6月中	12月生まれ	12月中



生存確認のための現況届

「現況届」は、毎年一回、誕生日の属する月(生まれた月)の月末までに基金に届ける生存の現況確認の届のことです。その期限までに、基金にお届けがない場合は年金の支給を差し止めることとなります。

万一、現況届の遅延によって支給差止めとなったときは、最短でも遅延提出月から二か月後に、差止月分に遡及して年金の支給を再開いたします。

なお、老齢厚生年金等は総務省の住基ネットを活用して生存確認する厚生年金保険法施行規則の改正省令が平成十八年十月一日に施行されております。

ただし、基金の現況届は、これまでどおり、毎年一回、年金受給者本人の誕生月の月末までに、当基金にご提出ください。

具体的な手続き方法

1. 現況届に所定事項をご本人が直筆で記入

「現況届」は年金受給権者ご本人

が生存を申出る届書であるため、この「届書」の①住所および電話番号、②氏名、③生年月日の各欄に、ご本人が直筆で「ご記入ください」。

ただし、「ご本人が生存されているにもかかわらず、直筆で「ご記入される」ことが困難である場合には、同居の親族等がご本人に代わって、①、②および③生年月日の各欄並びに「代理人署名」欄の「氏名」、「受給権者との関係」、「住所および電話番号」の各欄に代筆(代理人が直筆で「ご記入」のうえ、「通信欄」に、「代筆のご事情」をお書き添えください)。

※氏名印(ゴム印等)は、直筆ではありません。

年金受給権者(ただし書に該当される場合は、代筆者)ご本人が、「現況届」の所定欄に、直筆で「ご記入ください」。

2 毎年一回、あなたの誕生月の月末までに提出

この「現況届」は、毎年一回あなたの誕生月(生まれた月)の月末までに、当基金に必着するように、切手を貼ってご提出ください。

なお、届書を紛失された場合、または、年金受給権者ご本人が直筆で「ご記入」されることが困難な場合で

【様式(見本)】年金受給権者現況届

▶「年金受給権者現況届」提出のお手続き

厚生年金基金 「年金受給権者現況届」

提出期限 誕生日の末日
(届出日 平成 年 月 日)

私は引き続き年金を受ける権利を有しており、この届出に記載した内容は事実と相違ないことを申し立てます。

1. ①、②にあなたの住所、生年月日を記入し、項にあるあなたの氏名を署名してください。

2. 「現況届」はあなたの誕生日の末日までに上記の厚生年金基金に届くようお願いください。

3. 「現況届」の送付を受けた方が万一死亡の場合には「現況届」の「通信欄」に死亡届出者の住所、氏名および死亡者との続柄をうえ、表記の厚生年金基金へお送りください。

4. ご自分で署名できないため、親族等の方が記入される場合は、①②の欄をご記入のうえ、「代理人署名欄」に代表者の氏名および住所等を記入してください。

① 住所	② 氏名	続柄者との関係	住所
電話			
電話			

これは、見本ですので、ご使用できません！

なお、期限までにこの「現況届」をご提出されないときは、①②の欄をご記入のうえ、「代理人署名欄」に代表者の氏名および住所等を記入してください。

○現況届の市区町村長の証明は不要です。

※(取りとり) 取りとり届で切り離してからお送りください。はがきでの提出をされない場合には、はがきを封筒に入れてお送りいただいても差し支えありません。その場合は、封筒に切手をお貼りください。

あつて、代筆者が身近に居ないとき) については、生存を証する「住民票」を現況届(代用)として、当基金にご提出されても、差し支えありません。

3.ご本人が死亡または行方不明等の場合には：

万一、年金受給権者ご本人が死亡、

失踪または行方不明の場合には、当基金に至急ご連絡ください。

なお、基金の年金は、ご本人の生存中に支払う終身年金です。ご本人の死亡後に受領された年金は、過誤払い年金による返納金として、当基金に納付いただくこととなります。

ただし、死亡後の受領であつても、生計同一(または維持)関係にあつた遺族(※)に限つて、死亡月分までの未支給給付を受給することができます。

※遺族：遺族給付(退職年金未支給給付および遺族一時金)における遺族の定義

●年金受給権者ご本人が死亡、失踪または行方不明の場合にもかかわらず、ご本人に成り済まして、受給された場合は、不正受給の徴収金として納入いただきます。

悪質な場合には、詐欺罪で告訴すること、または、当局から滞納処分認可を得て財産を差押えることがありますので、充分にご留意ください。

年金の支給を差止める場合…

1. 年1回(定例)の「現況届」のご提出対象者が、その提出期限までにご提出されないとき
2. 特別現況調査における「現況調査票」のご提出対象者が、その提出期限までにご提出されないとき
3. 死亡または生存不明の連絡(または通知)を受けたとき
4. ご本人と音信不通となつたとき

「現況届」のご提出対象者とならない場合…

1. 当基金の加入員として在職中のとき
2. (当基金の年金)裁定後1年以内のとき
3. (当基金の年金)全額支給停止中のとき

■今年も1回の「現況届」をご提出いただき誠にありがとうございます。来年も引き続きよろしくお願ひいたします。

● 福祉施設事業 (保養施設)の 廃止について

既にご案内のとおり、当基金は平成二十八年九月を目途に解散する方針ですが、解散予定日の一年前である平成二十七年九月末をもちまして福祉施設事業(保養施設)を廃止することが、代議員会(平成二十七年二月十九日開催)において決定されました。

具体的には、平成二十七年九月三十日宿泊分をもちまして終了となりますので、ご理解のほど何卒よろしくお願いいたします。

直営保養所

直営保養所(ソサエティ)のご利用について

● 京都ソサエティ
● 八ヶ岳美術館ソサエティ
● 箱根ソサエティ

利用料金

※一泊一室(二名まで)税・サービス料込

平日……………六、八九〇円

休前日……………八、〇七八円

※一名追加につき二、三七六円加算

※これは、素泊まりの料金で、ホテル内でお食事される場合は、お食事代は、別料金となります。

・一室毎の定員について

箱根につきましては、和室・洋室とも三名、京都・八ヶ岳につきましては、和室四名、洋室三名です。

☆デラックスルームのご案内

各ソサエティとも、デラックスルーム(通常のお部屋の倍の広さ)を開設しております。

料金は、通常のお部屋の二倍で、定員は、京都三名、五名、箱根四名、五名、

八ヶ岳四名です。

☆利用申込みは随時受付けております。

なお、特定期間(ゴールデンウィーク、お盆の期間)につきましては、特別料金となります。

★直営保養所のお申込みは、

基金総務課まで御連絡ください。

☎03(5638)7811

一般契約保養施設

基金と契約しております旅館・ホテル・会館等をご利用の際、受給者とその配偶者に対し、一人一泊三千円(年間三泊まで)の利用補助が受けられます。

契約保養所につきましては、予約をとった後、基金にご連絡ください。

なお、契約保養所の一覧につきましては、基金ホームページに掲載しております。

また、旅行会社等を通しての予約は、補助金の対象となりませんので、ご注意ください。

契約解除

・小倉東急イン(福岡県)